

2021年10月28日

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 (第1回) 議事概要

日時：10月28日(木) 13:00~14:00

場所：オンライン会議 (Zoom)

出席者：

構成団体：国立国会図書館、日本図書館協会、全国公共図書館協議会、国公私立大学図書館協力委員会、専門図書館協議会、全国美術館会議、日本博物館協会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会

新聞著作権管理協会、学術著作権協会、日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本写真著作権協会、日本美術著作権連合、日本美術家連盟、日本漫画家協会、日本音楽著作権協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、自然科学書協会、日本医書出版協会、出版梓会、日本楽譜出版協会、日本電子書籍出版社協会、日本専門新聞協会

オブザーバー：全国知事会、指定都市教育委員会協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会、日本複製権センター、出版者著作権管理機構、出版物貸与権管理センター

文化庁著作権課

議事要旨作成：日本書籍出版協会

1. 文化庁より挨拶

吉田著作権課長より、今後の検討・議論に先立って冒頭挨拶があった。

2. 共同座長の選出について

図書館側および権利者側の双方から座長を選出して共同して議事を進行することとし、図書館側は小池氏(日図協)、権利者座長は村瀬氏(書協)が選出された。

3. 協議会設置要綱の制定について

両座長から、設置要綱について説明を行い、質疑応答が行われた。

全体会の開催頻度は、来年7月頃を予定しているガイドラインの確定までに最低でも2回は実施する予定であること、会議自体は非公開とし、適宜、情報は公開することが確認された。

4. 協議会の構成と検討スケジュールについて

村瀬座長から資料に基づき説明した後、意見交換を行った。

文化庁からは、ガイドラインのセットは7月ごろとなっており、それを受けて政令の改正を行う予定であるとの補足説明があった。

主な意見は次のとおりである。

○「協議会」との名称であるが、実際には意見交換が主体となるのか、さらに進んで一定の

意見集約も求められているのか。

- 協議会で作成したガイドライン案を前提にして政省令の制定が行われると思うが、構成上そのようにはなっていないので、意見交換という形になっているのではないかと思う。
- 補償金の部分（具体的な金額）に関しては独禁法上協議をすることができない。最終的な調整は意見聴取にゆだねるが、とはいえ意見聴取の前段階として（補償金に関する一定の考え方については）協議しないと進まないのが実態。
- 第三者からみても理解しやすい名称、要綱がいいと思う。
- いったん預かって、文化庁等と検討しながら修正案をご提示したい。

分科会の設置については、原案通り、31条ガイドライン、補償金、特定図書館等、事務処理スキーム等の4分科会を設置することが了承された。

設置要綱の修正については、両座長が文化庁と相談の上、別途修正案を諮ることとされた。

5. 主な検討事項について

村瀬座長より主な検討事項を資料に沿って説明した後、意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

- 検討事項の中で、現状の複製サービスについてもガイドラインの考え方を変えていくというのは影響が大きいので、公衆送信サービスについてのみを射程としてほしい。
- 複製の部分についても「政令で定める事項」となっているので、検討せざるを得ないと考えている。この場で、複製と公衆送信をあわせて検討してもらうことになっている。
- その点については理解した。メインとして公衆送信を検討し、あわせて複製も検討する、という書き方にしてみたらどうだろうか。
- この点については、文化庁、権利者側ともしっかりと打ち合わせを行いながら、改めて分科会などにお示ししたい。
- 事務処理スキームは図書館設置者も関係してくるのでその点は教育委員会の団体にもご協力をお願いしたい。
- それぞれの都道府県の都合はあると思うが協力できることはしていきたい。

6. 今後の日程

村瀬座長から資料に基づき今後の協議会および分科会の日程について説明した。

7. その他

各分科会での図書館側の座長、副座長については、両座長ならびにそれぞれの分野の事務局で検討し、人選案を各分科会で了承していくこととした。

8. 次回

今後各分科会で検討事項を整理し、次回の関係者協議会で検討内容を報告。

次回関係者協議会： 2022年3月下旬以降（予定）

以上